

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²	航空機燃料譲与税※ ³	特別とん譲与税	森林環境譲与税	特別法人事業譲与税												
譲与総額	地方揮発油税収入額 の全額	石油ガス税収入額 の1/2	自動車重量税収入額 の357/1,000 (当分の間：431/1,000)	航空機燃料税収入額 の2/13	特別とん税収入額 の全額	森林環境税収入額 に相当する額	特別法人事業税収入額 の全額												
課税標準 及び税率等	製造場からの移出又は保税 地域からの揮発油引取数量 5,200円/㎏ (本則税率 4,400円/㎏)	石油ガス充てん場からの移出 又は保税地域からの引取重量 17.50円/㎏	自動車検査証を受ける車、 車両番号の指定を受ける 軽自動車 例)乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5ト	航空機に積み込まれた 航空機燃料の数量 26,000円/㎏ 〔令和7～8年度 15,000円/㎏ 令和9年度 18,000円/㎏〕	開港へ入港する外国貿易 船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/ト	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人	基準法人所得割額 資本金1億円超の 普通法人 260% 特別法人 34.5% 資本金1億円以下の 普通法人、公益法人等、 投資法人等 37% 基準法人収入割額 電気供給業※、ガス供給 業(導管ガス供給業)、 保険業を営む法人 ※非課税のものも含む 30% 電気供給業(小売電気 事業等・発電事業等・ 特定卸供給事業)を営 む普通法人 40% ガス供給業 (特定ガス供給業) 62.5%												
	〔令和16年度～ 5,500円/㎏ (本則税率 4,700円/㎏)〕				開港ごとに1年分一時 納付する場合 60円/ト														
譲与団体	都道府県 市町村(特別区含む)	都道府県・指定市	市町村(特別区含む) 都道府県	空港関係市町村 (特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村 (都を含む)	市町村(特別区含む) 都道府県	都道府県												
譲与基準	○都道府県・指定市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面積 ※財源超過団体に対する譲与 制限あり(前年度の普通交付 税の収入超過額の10分の2又は 当該団体の譲与額の3分の2の いずれか少ない額を制限) ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の 延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の 面積	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の 保有台数 譲与割合 <table><tr><th>期間</th><th>市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>R4年度～</td><td>333/357 (407/431)</td><td>24/357 (24/431)</td></tr><tr><td>R16年度</td><td>333/401 (407/475)</td><td>68/401 (68/475)</td></tr><tr><td>R17年度～</td><td>333/416 (407/490)</td><td>83/416 (83/490)</td></tr></table> ()内は当分の間の譲与割合	期間	市町村	都道府県	R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村 (4/5) 1/4 延べ重量 1/4 旅客数 1/2 騒音世帯数 ○都道府県 (1/5) 市町村と同様 ※令和6年度より、従来の 着陸料収入額に代えて、 「航空機の重量×着陸回数 (延べ重量)」及び旅客数 を譲与基準として用いる こととなり、激変緩和措置 (5年間)を講じている。 ※ ⁴	開港への入港に係る 特別とん税の収入額に 相当する額	○市町村 (9/10) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 ○都道府県 (1/10) 市町村と同様	人口 ※財源超過団体に対する 譲与制限あり(当初算出額 の25%を保障し、残余の 75%を制限(制限は財源 超過額を上限とする))
	期間	市町村	都道府県																
R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																	
R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																	
R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																	
譲与基準の 補正	人口、道路の種類・幅員等 による補正(昼間人口が 多い団体は別途補正)	普通交付税算定に用いる 道路橋りょう費の 測定単位当たりの補正率に よる補正	人口、道路の種類・幅員等 による補正(昼間人口が 多い団体は別途補正)	延べ重量、旅客数、騒音 の程度、空港の管理の 態様、空港の所在等によ る補正	なし	林野率による補正 (私有林人工林面積のみ)	なし												
使途	条件・制限なし	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する 費用	条件・制限なし	森林整備及び その促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし												
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月												
R6年度 譲与実績額	2,188億円	43億円	2,978億円	145億円	110億円	629億円	24,870億円												
R7年度 地財計画額	2,127億円	40億円	3,077億円	145億円	113億円	689億円	23,470億円												

※¹ 令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の保有台数で按分して譲与することとされている。
※² 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000(当分の間431/1,000)、令和16年度は401/1,000(当分の間475/1,000)、令和17年度以降は、416/1,000(当分の間490/1,000)とされている。
※³ 航空機燃料譲与税の譲与総額は、航空機燃料税の収入額に対して令和7～8年度は4/15、令和9年度は2/9とされている。
※⁴ 令和7年度は着陸料収入額30/100、延べ重量10/100、旅客数10/100、騒音世帯数50/100の譲与割合により譲与することとされている。